

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十三号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ロ(1)中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。